



GAP 普及ニュース

【巻頭言】

GAP の理解と普及推進

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事 山田正美

先日、ある県の GAP セミナーで「環境にやさしい農業には、有機農業や特別栽培農産物、エコファーマーといった制度があるが、GAP はどこに位置づけられるのですか」という質問がありました。読者の中にも同様の疑問を持っている人がいると思います。

「有機農業」は、化学肥料や化学合成農薬を使わず、堆肥などの施用による地力の維持、微生物や天敵利用による病虫害防除といった手法で農作物を栽培する方法であり、こうした栽培を2年以上続けている圃場で3年目以降に栽培・収穫された農産物を有機農産物と呼んでいます。

「特別栽培農産物」は、化学肥料の窒素分量や化学合成農薬の使用回数を、その農産物が生産された地域の慣行レベルの半分以下にして栽培・収穫された農産物です。

「エコファーマー」は、堆肥等による土づくりを基本とし、化学肥料、化学農薬の使用量を低減する持続性の高い農業生産方式の導入計画を提出して県知事によって認定された農業者の愛称で、これらの農業者による生産で、化学肥料や化学合成農薬のおおむね20～30%以上の低減が見込まれています。

こうして見ると、程度の差こそあれ、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、環境に与える負荷を軽減する農法の推進になっています。

また、これらの制度の認証や認定のポイントは、「有機農業」が生産される圃場にあるのに対し、「特別栽培農産物」は栽培方法、「エコファーマー」は生産者にあります。

では、最初の質問に戻って、GAP はどこに位置づけられるのでしょうか。

GAP、すなわち適正農業管理は、環境を保全し、作業者の安全や農産物の安全性を確保するための取り組みであり、本来すべての農業者が取り組むべき農業のあるべき姿です。このことは、単に化学肥料や化学合成農薬を減らすとといっただけの取り組みではなく、農場管



理のすべての場面において配慮しなければならない事項を示しています。

したがって、GAP というのは有機農業、特別栽培農産物制度、エコファーマーいずれにも必要なものであり、どこに位置づけるといった性格のものではありません。

冒頭のような質問が出る背景には、農産物の生産に関する多様な制度が日本にあるということが挙げられます。特に特別栽培農産物の栽培基準は都道府県ごとに定められており、ロゴマークも47都道府県で独自に定められています。これでは消費者が混乱するのも無理はありません。

もう一つ、よく聞かれる質問は、「2010年4月に国が示した『GAPの共通基盤に関するガイドライン（以下 GAP ガイドライン）』と2011年5月に日本生産者 GAP 協会が示した『日本 GAP 規範』の違いが判らない」というものです。

国の「GAP ガイドライン」は、農業を営む上で関係する法令等で定められている多くの事項を整理し、作物部門ごとに体系的に取りまとめたパッケージであり、法令の遵守という点からも大変参考になるものです。日本生産者 GAP 協会の「日本 GAP 規範」では、国の「GAP ガイドライン」に記載されている項目についても充分考慮し、その内容を反映させています。その上で、農業者が本来実践すべき模範となる事項について、科学的根拠に基づき、何故しなければならないのかという理由や問題点を示した上で、環境保全や労働安全、食品安全を脅かすリスクを減らすための予防原則の必要性やその対処方法を示したものです。



農業者に「何故やらなければならないのか」ということをしっかり理解して貰い、納得して貰うことは、その後の「農業者自身による自発的な実践」に繋がって行くことが期待されます。その意味で「日本 GAP 規範」は、教育的手法に沿った内容といえます。

これまでの農業は、どちらかという品質の良い農産物をできるだけたくさん収穫することに重点があったように思います。そのために、漫然とした定期的農薬散布や基準以上の施肥が行われる一方で、直接収益に結びつかない環境保全や廃棄物処理、労働安全などに対する取組みがおろそかになっていた面もあるのではないのでしょうか。

この「日本 GAP 規範」に基づいて「良い農業を実践する」ことは、農業倫理をベースにした法令遵守や、環境保全への取組み、作業者の福祉向上、安全な農産物の生産・出荷など、『産地としての社会的責任の自覚と、安全・安心な農産物の提供』などにつながることであります。また、一方で、『安全で安心できる農産物の安定的な供給と、環境に配慮した持続的な農業を支援したい』という消費者の期待にも応えるものと言えます。一人でも多くの生産者が「日本 GAP 規範」に基づいた適正農業管理（GAP）に取り組まれることを切に願うものであります。

また、こうした GAP の推進に、国では都道府県の普及指導員を対象とした研修の実施や、営農指導員などの産地の様々な指導者の養成に対して支援をしています。日頃から農家に接しておられるこうした指導者の方々に、しっかりと GAP を理解していただいて、GAP の考え方と実践を農家に根付かせていただくことが、本来あるべき農業である GAP の普及・推進に欠かせない存在であり、その活躍を大いに期待しております。

《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》一連載 第 15 回一

EU の農業政策である GAP 規範が民間 GAP 認証で農産物輸入の条件になる

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事長 田上隆一

法令遵守は GAP の重要要件

GLOBALGAP 農場評価規準の肥料保管に関する遵守事項を見ても分かるように、「肥料は水源への流出の危険のない場所に保管すること」が重要課題です。また、「窒素管理計画」を超える余分な窒素が圃場に投与がされていないことを証明するために「毎日肥料の在庫の記録」をすることなどが求められ、いずれも「肥料による環境汚染を如何に減らすかのための管理規定」であることがよく判ります。「露地栽培の場合は肥料管理計画が必要」ということは、硝酸態窒素による地下水汚染や河川の汚染をさせないことが GAP 規範上極めて重要な課題であることを示しています。農業者による環境保全の法令遵守は、クロスコンプライアンスの要件になっています。

GLOBALGAP 農場評価規準の中には、廃棄物の処理や自然環境の保護計画など明らかに環境保護に特化した管理項目もありますが、農薬の取扱いも肥料の取扱いも、基本的には環境を汚染させないための遵守規定なのです。農業生産を行う上で、環境も人も健全であれば、結果として、商品としての農産物の安全も保証されることになるのです。

GLOBALGAP 農場評価規準は、第一義的には食品安全が目的であると言われていますが、EU 内で義務化されている環境保全を目的とした GAP 規範を遵守する生産者の農産物を取り扱っているということも、スーパーが消費者の信頼を得るための要件です。

GLOBALGAP の社会的な位置づけ

GLOBALGAP は 2007 年に、設立時の EUREPGAP を名称変更して再スタートしました。欧州のスーパーが主導する任意団体ですから、その運営機関がいわば勝手に名称変更をただけです。ですから、名称が変わっても、GAP 農場評価規準の内容や、認証の仕組み、組織の運営などは、本質的には変わっていません。相変わらず EUREP（欧州小売業農産物部会）のための商業的農場認証制度です。

そもそも GAP は、農業者が法令や科学に基づいて行う適切な農業の行為であり、それが適切であることを規定する規範が、EU や加盟各国が規定している GAP 規範です。この GAP 規範に基づいて農業者を検査しようとする GLOBALGAP は、GAP 規範に基づく GAP 規準を使って農場認証検査を行い、その農場の健全性を確認することで、消費者には取り扱おう商品の安全性をアピールしようとしています。そのために、GLOBALGAP 農場評価規準では、GAP に加えて、農産物の食品としての取扱いにおいては HACCP 的な管理を生産者に要求しています。

日本では、このような背景が十分に理解されていないために、単純に「GLOBALGAP は、世界の標準 GAP である」などと誤った説明がされることがあるようです。

この欧州における GAP 普及と GAP 規準の商業利用について考えて見ます。1990 年代初めに、欧州の共通農業政策 CAP の「環境保全対策」として各国政府や地方政府が GAP 規

範を作成し、農業の不適切な行為（Bad Practice）に対して法的規制を行い、また、農業の適切な行為（Good Practice）を実施させるために営農指導とその支援を行ってきました。

1991年のEU硝酸指令やEU作物保護指令による規制であり、1999年の営農指導補償基金による農業技術指導員制度などです。もちろん、環境保全に対する農業者への直接支払いという農業政策が大前提になっています。

このようにEUの法令遵守として農業者のGAPが普及するに従い、小売業者が生産者によるGAPの実施を農産物取引の条件にしてきました。その際の農場評価規準が小売業者ごと、各国ごとのGAP規準ではグローバル企業はやりにくいからと、その後の一層のGAPの普及を背景に、EUREPがEU加盟国のどの国にも当てはまる部分の最低規準を作り、共通の取引規準としてEUREPGAP農場評価規準を作ったのです。

EU 共通農業政策と民間認証の関係

EU内では、法令遵守としてのGAPの実施が2005年までにほぼ普及しました。EUで農業者に直接支払われる補助金は、デカップリングとして農業生産とは切り離された環境支払いです。クロスコンプライアンスでGAPが義務化されて以来「GAPは農業者のマナーである」といわれるようになりました。そして今やGAP以上の環境保全が目標となっています。

それを機に、EUREPに参加する小売業者は、2005年から輸入農産物に対してEUREPGAP農場認証の取得を条件付け

ることになったのです。これは、見方によっては、巧妙な国際戦略かもしれません。世界の貿易交渉においては、国内農家への生産補助金や輸入農産物への関税では対抗できなくなっています。しかし、民間レベルで行われている仕入基準で、欧州の生産者が当然に行っているGAP農場評価規準による農場認証ですから、消費者のためにも、輸入農産物に対しても同じ条件を課することは何ら問題がありません。農産物流通がグローバル化することによって、こういうことが可能になったといえます。EUREPに加盟するスーパーは、輸入農産物に対して、最低でもGLOBALGAP農場評価規準の遵守を要求することとなり、欧州のEUREP加盟スーパーに農産物を輸出する生産国において、GLOBALGAPはますます普及することになったのです。

アジアでもアフリカでも中南米でも、もちろんオセアニアでもGLOBALGAPの普及が伸びています。日本では、この現象から、GLOBALGAPは正にグローバルスタンダードであると思っている人がいますが、それは正しくありません。GLOBALGAPに取り組んでいるのは、欧州に、しかもGLOBALGAPに加盟している小売業者に販売している生産者や産地です。アメリカなどでは、GAP認証は、第三者認証ならとりあえずどれでも良い、という小売業者がありますが、基本的にはGLOBALGAPに加盟している小売業者だけです。



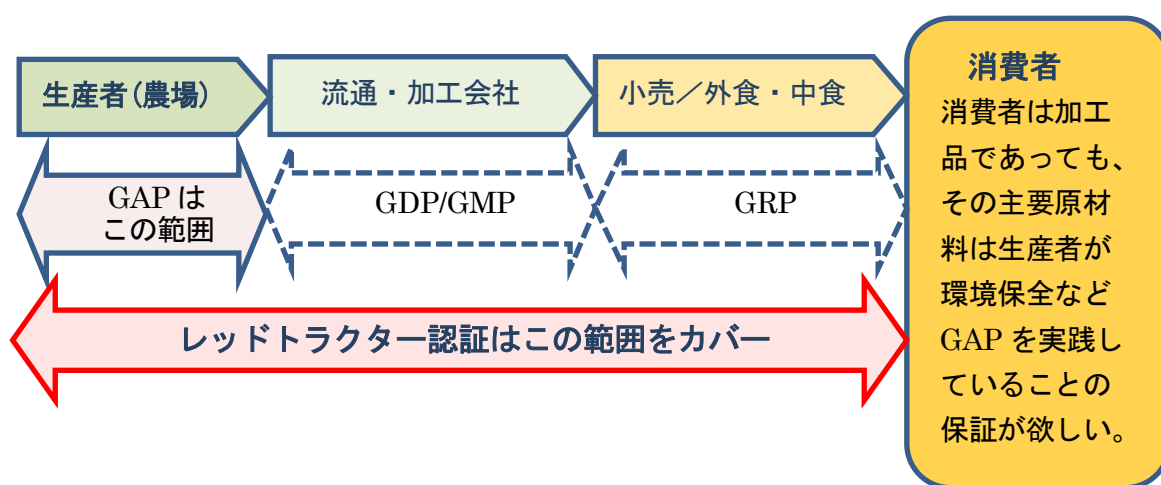
イギリスのレッドトラクター表示制度について

(その5) 対象としている食品の範囲



一般社団法人日本生産者 GAP 協会
理事 山田正美

レッドトラクターのスキームはこれまでも述べてきましたように、農場での栽培管理から流通・加工を含め、小売店の棚に食品として並ぶまでを一貫して認証するものです。もちろん GAP を実践している農場で栽培された農産物や畜産物が基本となります。



イギリスのレッドトラクター認証がスタートした2000年当初は、農場のGAPの実践を認証するものであり、キャベツや人参、肉、牛乳といった一次農産物だけが対象でした。そのため、せっかくGAPの実践農場で生産されたものであっても、バーベキューのように調味料の付いた肉や味付けされた牛乳、油で揚げたポテトチップスなどは対象となりませんでした。最終的に食品を購入する消費者からすれば、多くの種類の加工品についてその原材料が環境保全などGAPを実践している農場で生産されたかどうかの素性を知りたいというのは当然の要求でもありました。こうしたことから、加工品についても原料農産物がGAP実践農場で生産され、加工品の主原料となり、加工や流通のプロセスでも一定の基準を満たしたものについては2006年から対象にしています。

このため、レッドトラクターのスキームは農場での生産に関するGAP（適正農業管理）だけでなく、加工や流通に関するGMP（適正製造管理）やGDP（適正流通管理）、さらには外食や小売に関するGRP（適正小売管理）も含めたものとなっています。

加工品にまで対象を拡大したことにより、ロゴマークも変更しています。また、加工品のどの原材料（成分）が保証されているかを消費者がわかりやすいように、ロゴマークの下に表示することになっています。この場合、表示されるレッドトラクター認証の原材料の割合は65%以上と決められており、その他のレッドトラクター認証の原材料も含めて、レッドトラクター認証の原材料のトータルが95%以上でなければならないことになって

います。このことは、5%以内のレッドトラクター認証でない成分、例えば調味料、ハーブ、スパイスといった量の少ない成分は許容していることとなります。

レッドトラクター認証は、加工食品にまで範囲を広げたこともあって、イギリスの食品業界では最大の商品認証マークとなっており、他のいかなるマークよりも幅広い食品をカバーしています。その結果、レッドトラクターの飲料・食品の価値は毎年 100 億ポンド（約 1.2 兆円）以上になっているとのこと。イギリスの国産であることと、環境保全などの GAP を実践している農場で生産された農産物であるということ、レッドトラクターのマークが分かり易くよく知られていることなどから、ここまで広く国民の支持が得られたものと思います。

レッドトラクター認証の食品例



加工品の原材料のうち
左側は牛乳、右側は小麦を
保証するロゴマーク



一次農産物(生鮮野菜)



加工品(小麦粉)



加工品(ポテトチップス)



加工品(ビール)

日本において GAP を普及させるためには、生産者だけでなくフードサプライチェーンの協力が欠かせません。また、そうした生産者と関係業界の GAP 推進に対する努力を消費者がきちんと理解し、側面から支援するという体制がとられることが重要となります。その点、イギリスにおけるレッドトラクターの取組みは、今後の日本の GAP 発展の参考になるものと思われ、5回にわたりシリーズで紹介させていただきました。(完)

(主な参考資料)

- ・レッドトラクターホームページ(<http://www.redtractor.org.uk/>)、2011年2月取得

『日本適正農業規範』(日本 GAP 規範)の簡単な紹介(第8回)

山田正美 (GAP 規範委員会)

[注: 文中 () 内の参照番号は
『日本 GAP 規範 Ver. 1.0』の項目番号です]

今回は、第7章の「廃棄物の取扱い」について紹介します。

第7章1節 はじめに

農業活動によって生じる廃棄物には、いろいろな種類のものがありますが、廃棄物の処理は法律によって定められており、勝手に埋めたり、燃やしたり、投棄したりすることはできません(7101)。ただし、例外的に焼却が認められることもありますので、県や市町村の環境部局に相談して下さい(7101)。

農業活動から出る廃棄物の事例

作物残渣、家畜糞尿、動物用廃医薬品、段ボール箱、農薬や肥料の空容器・包装、不要農薬、廃マルチ資材、エンジンオイル等の廃油、不要農業機械など

ただし、廃棄物とは、占有者が、利用価値がなく不要と判断した物をいい、有効利用される物は廃棄物に相当しません

第7章2節 廃棄物の種類と処理方法

廃棄物とは、「利用価値がなく、不要であると占有者が判断したもの」を指すため、植物残渣のように、廃棄するつもりであれば廃棄物になりますが、堆肥の原料として使うという場合は廃棄物に相当しません(7201)。また、農業という産業活動に伴い生じた燃え殻、汚泥、家畜の糞尿、死体などは産業廃棄物となり、その他は一般廃棄物となります。産業廃棄物に分類されるものは、事業者(農業経営者)の責任で許可を得た産業廃棄物業者に処分を委託しなければなりません(7202)。

第7章3節 廃棄物の保管、回収、処理

廃棄物は、回収や処分されるまでの間、適切に分別し、安全に保管されなければなりません(7301,7302)。回収業者などに産業廃棄物を渡す時は、産業廃棄物管理票(マニフェストともいう)を運搬業者に渡し、コピーを5年間保存する義務があります(7304)。廃プラスチック類などのように地域で回収する場合であっても、廃棄物処理の責任は個々の事業者(農業経営者)にあることを忘れないで下さい(7305)。

第7章4節 廃棄物の有効利用

発生する廃棄物の量をできるだけ少なくすることは、環境に対する潜在的な悪影響を軽減するだけでなく、廃棄物の管理や処理の費用と時間の節約につながります(7401)。

廃棄物に関する適切な実践

なるべく廃棄物を出さない

可能なものは再利用する

保管・回収・処理は法に従い適切に

そのためには、①廃棄物そのものの発生をなくすることができないか(7402)、②農場管理技術の変更や従業員の研修などにより、廃棄物の発生を質的・量的に改善できないか(7403)、③廃棄物と考えていたものが、他の用途に有効利用できないか(7404)、④プラスチックなどを良好な状態で保管することにより、長期間利用できないか(7405)、などについて検討して下さい。

第7章5節 廃油と死亡家畜の処理

農場で発生するガソリン、重油、灯油、軽油などの廃油についても産業廃棄物回収業者へ処理を委託し、産業廃棄物管理票を発行しなければなりません。再生利用を専門にしている業者はこの限りではありません(7502)。また、農場で死亡した家畜類は、悪臭などの原因にもなりますので、できるだけ早く公認された焼却炉や化製場もしくは死亡獣取扱場で処理する必要があります(7503)。

以下次号に続く

2012 春期 GAP 実践セミナーの報告

テーマ：『日本 GAP 規範農場評価制度』と『GAP 指導者養成』

開催期日：2012年2月23(木)～24(金)

開催場所：茨城県つくば市竹園 2-20-5 文部科学省研究交流センター

主催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

指導機関：株式会社 AGIC (エージック)

参加受付：大会事務局 株式会社 AGIC 内

E-mail : mj@fagap.or.jp TEL:029-861-4900 FAX:029-856-0024

<http://www.fagap.or.jp/> (一般社団法人日本生産者 GAP 協会 HP)

「2012年春期GAP実践セミナー」は、2月23日・24日の両日、文部科学省研究交流センター（茨城県つくば市）で開催され、全国各地から49名が受講されました。以下にセミナー開催の概要とその経過についてご報告します。

春期GAP実践セミナーは、当協会が初めて主催するセミナーであり、『日本GAP規範』に基づく農場評価制度を学び、実際に評価作業を行うことで、GAP指導者の農場評価能力を高めることを目標としています。また、本セミナーは、『日本GAP規範』に基づく農場評価制度における評価員を要請する教育プログラムの「総合講座」に位置付けられるものです。

・今回のセミナー受講者の総数は49名で、都道府県別の内訳は以下の通りです。

北海道：2、岩手県：5、秋田県：3、山形県：4、福島県：3、栃木県：3、群馬県：1、埼玉県：1、千葉県：7、東京都：3、神奈川県：1、新潟県：1、岐阜県：2、京都府：2、愛媛県：3、高知県：3、福岡県：2、鹿児島県：1、沖縄県：2

・受講者を職種別に分類したところ、以下のような結果でした。

農業個人：5人、JA：6人、普及指導：24人、食品流通：8人、審査・認証：1人、IT関連：2人、その他：3人

今回のセミナーの開催テーマに「GAP 指導者の養成」とあるように、都道府県の普及指導員の参加が 24 名と最も多かったことで肯けます。また、食品流通関係者からの参加が多かったことは、昨今、直接および間接的に産地を抱え、食品流通企業も農場の評価や指導が必要となってきたということが伺えます。

1 日目

【講義 1 / 講義 2 / 講義 3】 GAP 概論「GAP の意味」 / 「農場評価」 / 産地の対応

講義 1、2 の GAP 概論および講義 3 の「産地の対応」では、GAP の意味、背景、位置付け、諸外国の状況、農業政策と GAP、GAP 実践のポイント、農場評価について、講義が行われました。「GAP は農業生産工程管理ではない」こと、「チェックリストは GAP ではない」こと、「GAP と農場認証制度（FA）とは別物である」こと、正しいリスク認識とリスク評価が重要であること、産地の選別よりも教育を重視することなどを学びました。具体的な実践論を学ぶ前提として、GAP についての基礎的な認識と理解が重要です。

【演習 1】 リスク発見（事例写真）

演習 1 では、実際の農場の写真を見て、その状況から想定されるリスクを書き出すという演習が行われました。事例は、圃場、農薬管理、農舎、農産物取扱所、集荷場など様々な場面が取り上げられました。これは、自動車運転や労働安全などにおける KYT（危険予知トレーニング）と同様の演習です。この演習では、「ここにリスクがありそうだ」という直感力と、危害要因と被害対象を明確に指摘する分析能力を向上させるものです。

【講義 3】 GAP 実践「リスク評価ツール」

講義 3 の GAP 実践では、農場における様々な種類のリスクを、漏れなくダブリなく認識するために有効なリスク評価のための方法が紹介されました。圃場図、水系図、レイアウト図などによるリスクマップ、汚染情報や水質情報などの公開データの活用、圃場に存在しているリスクや、農産物取扱い作業の現場に存在しているリスクを洗い出すリスク評価表など、幾つかのリスク評価ツールが紹介されました。

2 日目

【演習 2 / 演習 3】 農場評価ケーススタディ / グループ討議

演習 2、3 では、実際にモデル農場で行われた監査による指摘事項を記載した評価表を見て、それぞれの項目のリスクの有無、リスクレベルの判定をする演習が行われました。評価方法は、『日本 GAP 規範』に基づく「農場評価制度」の規準に基づいて行われました。元の持ち点 1000 点からマイナス評価分を差し引いた点数を総合点数とする減点法式で計算されます。

まず、演習 2 では受講者同士の読合せでペアを作り、相談しながら合議の上で評価が行われました。各ペアの総合点数には大変大きな開き＝バラツキがありました。最も高い点数は 640 点、最も低い点数は 40 点でした。

次に、演習 3 では 9～10 名ずつ 5 グループに分かれて、グループ毎に議論をしながら評価の見直しが行われました。演習会場は、ペアでの演習よりも意見をすり合わせる声が発達に飛び交いました。グループ討議の結果、最も高い点数は 580 点、最も低い点数は 440 点となり、5 グループの平均は 550 点でした。

グループ間でより多くの意見や視点をすり合わせることで、ペアでは見落としていた視点が補完され、判断根拠について皆で突き詰めることにより、バラツキのあった判断が是正され、より適正な判断に近づいてくることが確認されました。なお、この演習に使用さ

れたモデル農場の講師による評価の総合点数は 575 点であり、本演習により受講者のリスク評価能力が向上したと言えます。

【講義 5】農場評価（監査）概論

講義 5 の農場評価（監査）概論では、農場評価をする技能や資質についての説明がありました。GAP の指導で重要なことは、①どこが問題なのか、②なぜ問題なのか、③どの程度問題なのかを明らかにすることであり、これらを明らかにするには、適切に農場のリスクを評価することが非常に重要です。評価のためには、まず目視や聞き取りにより農場の実態を把握するための情報収集を行います。次に、収集した情報から危害要因、危害の大きさ、危害発生の可能性を判断します。また、農場管理の不備や欠陥および運営上の抜けを判断し、管理項目ごとのリスクレベルを決定します。

なお、本セミナーの演習 1 は、前者の目視による情報収集のための演習に当たります。また、演習 2、3 は、後者のリスクレベルを決定するための演習にあたります。

【講義 6】産地で取り組む GAP

講義 6 の「産地で取り組む GAP」では、生産部会など生産組織全体としてどのように取り組むかについて学びました。農業は、個人の生産者や生産法人などの農場単体で完結するものでなく、複数の農場が生産組織として生産販売を行っていたり、地域の行政や指導機関と連携したりして成り立っているものです。組織活動の場合、構成農場の取りまとめや指導、支援が適切かといったことが取り上げられました。また、組織や地域での GAP 推進方法について紹介がありました。

【研修のまとめ】

セミナーのまとめでは、受講者自身が研修を振り返るために、本セミナーを受講しての感想をレポートとして作成し提出していただきました。また、十数人の受講者の方々に 2 分程度のスピーチをしていただきました。

以下に、感想やスピーチのポイントを記載してみます。

- ・ GAP は生産工程管理手法でないことが良く理解できた。また、GAP を推進していくための方法のヒントが得られた。
- ・ 今までは GAP は取引先（産地）に対して求めるものと認識していたが、今後は GAP という概念を基に農業と向き合っていきたい。
- ・ GAP と農場認証との違いが理解できた。GAP の意味を正しく理解した上で推進することが重要であると感じた。
- ・ 写真によるリスク発見の演習は分かりやすく良かった。実際の農場現場での演習があれば参加したい。いずれにしても、リスク発見の「目を養う」ことは重要だと感じた。
- ・ グループ討議により、他の人の様々な視点や考え方を学ぶことができた。また、リスクに対する認識と理解が深まった。
- ・ 「価格に反映されない農業の価値」、「農業の品質」、「GAP は教育システム」といったキーワードに表された内容により、今までもやもやしていた GAP についての認識や推進の方向性が明確になった。

- ・本セミナーを社員や取引先など、多くの関係者に受けてもらいたいと感じた。また、現場層、マネジメント層に関わらず、様々な立場の人達が共通の理解をすることが重要であると感じた。

年度末の多忙な時期でしたが、多数のご参加有難うございました。また、アンケート等でいただきましたセミナーの内容や運営に関するご意見ご要望は、次回に向けた貴重なご意見として活用させていただきます。

GAP 実践セミナー参加者レポート 2012.2.23～24

GAP 実践セミナーでは、全ての受講者に受講レポートをその場で書いて頂き、約半数の方々に発表していただきましたので、その参加者の中から、立場の異なる何人かの人達に承諾を頂いてこのニュースに掲載させていただきました。

「GAP 実践セミナー」の狙いは、全国各地の農場や流通現場で農産物・食品に携わる多くの方々に GAP の真の意味を理解して頂くことと、GAP を推進する上での知識と実践による実力をつけて頂くことです。

特に、現代の農業が抱える土壌や水質などの汚染、自然生態系や農業生産システムそのものに及ぼすマイナスの影響、不適切な管理から起こる食品汚染などについて理解し、これらの問題をどのように改善していくかを学ぶことです。

そのためには、まず「GAP 規範についての理解」と「農場評価の判断力」が必要になります。2011年5月に刊行された「日本 GAP 規範」に基づいて、実際の農場の、①どこが問題なのか、②なぜ問題なのか、③どうすれば良いのかを明らかにし、指摘された問題点の改善を行うことです。

ここに挙げさせていただきましたレポートは、今回のセミナーに参加された方々にご理解を得て掲載させていただきました。これらの内容は、参加者一人一人が、2日間の研修内容を総括されたものです。



農林行政 A さん

GAP について暗中模索状態から、今回の研修を受講し、少し視野が開けたように感じます。GAP が全ての農家を対象にしたもので、BAP（不適正な農業の行為）から脱却させるための教育システムであり、産地全体を育てるための手法である。決してうまく出来ない農家を排除する考え方ではないということに大きな共感を覚えました。

一方で、国内において GAP を5年後までに義務化するという考え方に従うと、これらの思想に国として直接支払制度などの補助金制度などを絡めていかないと、現場としての推進のスピードはなかなか上がってこないのではないかと思います。

しかし、現場の指導をしていく我々としては、経済的なメリットが直接的に見えない状態でも、産地育成の手法として、「価格に反映されない農業の価値」をいかに農家に伝達していけるかを検討し、行動

していかなければならないのだと強く感じました。それが、結果的に「選ばれる産地づくり」につながるということ、この2日間で学ぶことができました。グループ内での討議も具体的なイメージにつながり、大変勉強になりました。

普及指導員 A さん

GAP 実践セミナーを受講し、最も勉強になった点は、農場評価の目揃えの部分だった。他の参加者の意見から、自分とは違った視点・考え方を学ぶことができたと思う。また、ディスカッションした5グループの意見が概ね一定のところに落ち着いていたことも驚きだった。「3人寄れば・・・」ではないが、ある程度的人数が集まり、しっかりと話し合えば、昨日・今日にしか GAP の内容に取り組んでいない私でも、ある程度正しい道筋を伝えることができるのだという自信になった。

また、GAP に取り組む意味ということでは、「価格に反映されない農業の価値」という言葉が全てを表しているような気がした。昨今では、「農業の6次産業」であるとか、「農商工連携」など、いかに農産物に付加価値をつけて販売して行くかという点が注目されがちであるが、農場評価を通じて、これまで当たり前のものでされてきた「環境と人の安全」を担保・証明していけるということが分かった。

「農場評価の目を養う」ということが最も重要な点であると思うので、今後の業務では、これまで注目して来なかった生産者の納屋・倉庫や圃場周辺の環境にも意識的に目を向けていく必要があると思う。

普及指導員 B さん

講義で言われた「期待される適切な農業」を期待している人は誰なのか。今回の受講者、消費者、農家、流通関係者だけではなく、国民全体と考えるべきだと思いました。環境は未来に残すものではなく、未来の世代から借りているものという言葉がなぜか頭に浮かびました。私達の子や孫におかえしできる「環境や食」のための「GAP」と受け止めたいと思います。

私達普及指導員の役割は、現場に、農家の方々に、いかにぶれずにきちんと GAP の趣旨を伝えていくかであると思いますので、今回の研修で学んだことを活かしてまいります。

研修の中で、とりわけ「農場評価」の演習は、自分の頭の中のリスク管理の固定観念を払しょくするのに有効でした。もっと具体的に長い時間をかけて、さらに農場の現場で研修を受けてみたいです。

GAP の理念が、農業サイドの取組みという枠から脱して、広く浸透して行き、消費者をパートナーとした社会的な運動に育っていきますよう祈っています。

農業者 A さん

今回のセミナーでは、GAP を通して、農業の川上から川下までの様々な階層の人達が話しあうことができ、そのことの大切さを感じました。特に2日目のグループ討議の時には、それぞれ立場の違いがあり、それは指導者であり、販売をする人であり、流通にかかわる人であり、私達のような農家ですが、いろいろな人達の農業に対する期待の大きさと期待の内容の違いがはっきり判りました。今後、期待される農業である GAP を地域に広めていくために大いに参考になりました。

もう一点は、今、私達は15名の農家で GAP に取り組んでいますが、今年からは数名メンバーが増える見込みです。しかし、私達の目標は、仲間の内の数十名で GAP に取り組もうというのではなく、地域でトマト栽培を行う120名の農家全員で取り組むことを最低限の目標としています。そのためには、GAP 実践セミナーで勉強してきたリスク評価やグループによるディスカッション方式などを活かすとともに、「日本 GAP 規範」をもう一度読み直し、部会の規則や農業管理のガイドブックなども再検討し

て、全ての農家に問いかけたいと思います。その過程で、一人でも多くの農家メンバーに GAP 指導者となってもらって、地域の GAP への取組みを大きくしたいと思います。

農業者 B さん

今回の GAP 実践セミナーで初めて、農業が環境に与える負荷の存在と、その対応を学ぶことができました。これは、私達農業者としては、至急、社員や取引先の農家に周知する必要があると考えております。そのためには、本セミナーを早急に社員や取引先の農家に受けさせ、食品安全、環境保全に本格的に着目させるべきであると感じました。このことは、管理者が分かっていたら良いというものではなく、関係者全員に周知して、GAP の本質について共通の認識を持つことが最も重要であると思います。

社員や取引先の農家が GAP を真に理解し、自分自身のメリットを感じるようになるためには、実際の取組みに当たっては、可能な限り判り易い言葉や写真を利用したり、実体験などを通じて実感してもらうことが効果的であると思います。

顧客が安心して求められるものを安定的に供給し、その過程で環境や人に優しい農業を実践することで、農業生産の企業としての雇用・所得の安定、持続できる組織づくり、誇りの持てる会社づくり等、みんながやる気になれる流れを作り、農業の品質が買われるブランド強化ができれば良いと思います。

小売業 A さん

GAP (適正農業管理) とは何かについて、あらためて理解した。日本 GAP 規範農場評価制度については、非常に分かり易くまとめてあり理解しやすかった。

今回のセミナーでは、GAP 概論から、一部リスク発見の講義、農場評価の方法を学ぶというものであったが、2 日間目のグループディスカッションは非常に役立つ内容であった。立場が違う者同士の意見交換ができ、農場の評価に対するものの見方があらためてできた。今回は確定した事実を元にした評価中心であったが、今後は、現場でのリスク発見や農場管理の問題点についての学習を重ねていくとともに、農場現場でのセミナー開催があれば積極的に参加したい。

今回の 2 日間で学んだことを参考に、現在取り組んでいる産地とともに、GAP 農場評価を実践して行きます。また、新たに取引を実施する産地についても、GAP への取組みを推進して行くつもりである。

流通業 A さん

今回、この研修を受ける前は、GAP は取引先である農家の方に求めるものであり、自分達の内部には求められるものではないと認識していました。しかし、研修終了の時点ではそう思わなくなりました。

講義の最後の章で言われましたように、農業をより良い産業としても、より良い食を提供する供給源としても、価値あるものにしなければならないと思います。その価値というのは、売上増やコスト低減等の直接的利益となることは難しいかもしれません。しかし、私どもが、農業を通して食や生態系に関わる立場である以上は、GAP (適正農業管理) という考え方を前提に農業に向き合わなければならないと思いました。GAP の考え方が人の共通認識となることを願います。

研修の内容に関して言えば、圃場の現場をほとんど知らず、生産においても農薬や肥料の一般的な知識しか持っていない私としては、これまで想像や推測で考えることが中心でした。そのためにリスクに対する切り口の甘さも他の方々に比べて大きかったと感じました。今回の研修で GAP だけではなく、自分の課題も認識することができました。本研修の開催は誠に有難く思いました。

営農指導員 A さん

GAP の正しい理解として、「チェックリストは GAP ではない」ということが印象的に心に残りました。これまでは、トマトやナシ、米、麦、大豆などのチェックシートを農家に配布して、回収し、集計して、全農に結果を返していました。それだけで GAP を行っているつもりになっていましたが、チェックシートを基に、農家の具体的な行為が適切であるかどうかを判断し、問題があれば、それを改善しなければ GAP の意味が無いのだと認識しました。

二日目の農場評価については、私は農家の行為を全体的に厳しく見る傾向にあり、判定結果が悪いものになっていました。しかし、グループ討議で、他の人達の意見を聞くことで、グループとしての一致した評価に辿り着けましたので、今後の自分が GAP を指導していく際には、より良い判断ができるようになるんだという自信を持って GAP の推進をしていきたいと思えます。

農家の農業管理を悪いものとして判断するのではなく、全ての農家が優良になるために自分達が GAP を勧めていかなければならないのだということをこの研修で学びました。

農業コンサルタント A さん

企業に CSR (Corporate Social Responsibility) があるように、生産物を供給する農家には農業としての CSR がある。それは、食品としての安全性だけではなく、環境保全を含めての責務である。先代から受け継いだやり方に加えて、意識の改革も含め、時代に合った農業のあり方を規模の大小や年齢にかかわらず、生産から持続的農業へパラダイムをチェンジしていく必要があると、今回のセミナーを通して思った。

しかし、現実の農家や関係者の意識があまりにも薄いので、今はそのことのギャップを埋めていくことが一番に求められている。認識のギャップを埋める方法として、今回のセミナーで、GAP 推進の核となる人の選択と、その人達に指導された生産者集団で、自らの問題として具体的に解決していく手法が効果的であると確信した。この手法で今後、農家への広まりが期待できると思われる。農家の意識改革は、集団による実践的な問題解決の過程でこそ可能ではないかと考えている。

認証機関 A さん

セミナーでは、GAP 規範と GAP 規準の役割の違いを認識し、GAP 規範の必要性和その重要性について、改めて意識・確認することができました。私は農場認証の審査に携わっていますが、今回のセミナーで、GAP 規準は、あくまで「認証のツール」であり、また、「ツールでしかない」ということを理解できました。今回の実際の評価員を意識したトレーニングでは、「点数による評価は最初の個人ごとの採点ではバラツキが大きいが、グループディスカッションを通して、最終的に収斂する」ことの実体験に大変興味を持ちました。トレーニングの感想としましては、

①ディスカッションで、自分の視点の漏れや偏りを感じることができました。

②危害要因が「あるか無いか」「○か×か」だけではなく、リスクがどの程度の重篤性であり、どの程度の確率で起こるのか、などについて認識することができました。

③これまでの農場認証では×の範囲は広く、審査における裁量の幅に疑問を感じていましたが、今回のトレーニングによる点数方式では、かなり改善が必要な農家も、ある程度の農家も、必要に応じた活用が可能であると感じました。0点から1000点の範囲に全ての農家、生産者が含まれる点で、幅広い活用の可能性に期待したいと感じました。

農産物流通技術研究会の研究例会で GAP の紹介

去る2月10日、農産物流通技術研究会（岩元睦夫理事長）の研究例会が科学技術館で開催されました。メインタイトルは「GAPの現状と今後の展開」であり、「GAPは農産物流通にいかに関与するか」というサブタイトルが付けられ、4人の講師が講演を行いました。講演のタイトルと講師は以下のようなものです。

「農業生産工程管理（GAP）について」

農林水産省生産局農産部技術普及課 課長補佐 森 幸子

「JGAPの現状と今後の展開」

NPO 法人日本 GAP 協会 専務理事兼事務局長 武田泰明

「栃木県における GAP の課題と今後の推進について」

栃木県農政部営農技術課 環境保全型農業担当 高崎 正

「一般社団法人日本生産者 GAP 協会の目的と実践」

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 理事長 田上隆一

ここで、当協会の田上隆一理事長は、GAPの背景や欧州の事情等まで広く解説していますので、その講演要旨をここに再録させていただきます。

《事務局》

《田上理事長の講演要旨》（再録）

一般社団法人日本生産者 GAP 協会の目的と実践

理事長 田上隆一

1. 協会設立の背景

日本の農業政策と農業・農村

日本農業は、戦後復興の中で農家の所得向上と農産物の量的確保を目指して目覚しく発展してきた。戦後の農業は、基盤整備や機械化、品種改良ならびに化学肥料と農薬の多投などに支えられ、1960年代に食糧需要が確保され、1970年に一転米の減反政策に入ると、美味しさや見栄えなどの質の向上に向かった。1980年代以降のバブル景気を経て、美食の反動として健康志向や食の安全志向が強くなり、減農薬栽培や持続的農業が試行され、1990年代には有機農業が注目されるようになった。

一方、1990年代に入ると牛肉・オレンジの輸入自由化以降、米のミニマムアクセスを含む農畜産物の輸入が増えて米価も下がり、多くの農家が経営に行き詰まり、担い手不足や耕作放棄などが表面化してきた。現在は、農村社会そのものが崩壊しつつあり、地域環境の豊かさや、国民の財産である農業の多面的機能が失われつつある。

欧州の農業政策と GAP 規範

かつてヨーロッパも大気汚染や農薬・肥料の多投等による大規模な環境破壊を経験し、1970年頃より環境保全型農業、持続的農業への諸政策が始まった。その中心であった農産物の価格支持政策は、生産過剰と財政負担という問題に直面し、1990年代の初め、EU(EC)共通農業政策の見直しにより価格支持政策から環境支払い、直接支払いに大きく方向転換

した。これは、農業生産者が国の補助金を受けるために、生産者自身が自分の農地を良い農業条件や優れた環境条件に保ち、周辺住民や家畜および作物の健康や、環境保護、動物福祉に関連する「GAP 規範」(Code of Good Agricultural Practices)を遵守する「クロス・コンプライアンス」政策である。

EU 共通農業政策では、GAP は「農業者が守るべき最低限のマナー」として生産者の義務になっており、その上の「環境や景観に対する明らかな便益」や条件不利地域に対する単一支払い、GAP 規範の順守を前提とした直接支払いにより農業者への所得補償を行っている。EU の GAP 政策は、「市場」では交換し得ない自然環境や、景観、地域文化などの「社会的資産としての価値」に損害を与えない人間活動への取組みであるといえる。

しかし、消費者からすれば、農産物は「安いから買う」「品質が良いから価値がある」ということであり、政府による支援が全くなければ、生産者にとって GAP+ α で支えられる「価値ある農産物」は、そのまま生産を続けるのは難しいともいえる。即ち、EU の所得補償政策が、生産者による「GAP 規範」の遵守と実践や、「GAP 規範」を考慮した商業的 GAP 規準（農場認証制度：F A）を可能にしていると言っても過言ではない。

GAP の意味とその実践

EU の農業政策とその「GAP 規範」や、ヨーロッパの主な小売業者が「許容できる最低規準」として定めた GLOBALGAP などの GAP 規準 (FA) などに学び、GAP (適正農業管理) の正しい理解に努めれば、GAP は、単に「食の安全」を確保する手段ではなく、「適切な農業生産の行為」であることが判る。

GAP における適切さは、法令や科学に基づくものであり、農業の健全性を示す指標である。そもそも EU では、その創設を定めたマーストリヒト条約で、「環境政策は、予防原則 (Precautionary principle) に基づくべきであり、未然防止対策が採られるべきである」、また、「環境破壊は発生源が優先して改善されるべきであり、汚染者がその費用を負担すべきである」と定めている。予防原則とは 1992 年にブラジルで開催された国連環境開発会議で宣言された「リオ宣言」の第 15 条によるもので、「重大な、或いは不可逆的な損害の恐れがあるときには、十分に科学的にその証拠や因果関係が提示されていない段階でも、リスクを評価して予防的に対策を採らなければならない」というものである。

「GAP 規範」とそれに基づく GAP の実践は、それぞれの時代に期待される農業への考え方とその実践そのものであり、究極的には「人間活動と自然環境との調和」という人類の永遠の課題への農業における約束事である。GAP のこのような考え方は、日本農業の在り方、環境政策と農業政策の在り方などに大きな指針を与えるものである。

持続的社会の構築と GAP 規範

わが国では、2000 年に閣議決定した「第二次環境基本計画」で、環境政策の指針となる「汚染者負担の原則、環境効率性、予防的な方策、環境リスク」の 4 つの考え方に言及している。しかし、農業分野において汚染者負担の原則が適用されているのは大規模畜産農家を対象にして制定された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」のみであり、農薬や化学肥料を多用する施設野菜・施設花き等の園芸農業やお茶の生産などは適用されていない。

TPP のような直近の課題も含めた世界的な貿易自由化の時代の今、日本農業に求められ

るものは、これまでの「新技術の導入による効率化と農業所得の向上」という生産性向上一辺倒の農業モデルではなく、人間と自然生態系に好ましい農業環境の下で行う「持続的な農業生産システム」という農業モデルの確立である。

新たな農業モデルを実現するためには、農業の補助金政策を環境保護型のものに修正する必要がある。2010年、OECDは「対日環境保全成果審査評価 勧告」において、「日本では、農業は高度に保護され、農業補助金の圧倒的大部分は生産レベルに関連している。そのため、環境に対して潜在的にマイナスの影響を与えている」と指摘している。そして、「生産に対する支援から、農業者への直接支援に切り替える必要がある。支援の内容構成を変えることは、農業者、消費者と環境に利益をもたらすであろう」と勧告している。

OECDが勧告するように、食料自給率の向上、中山間農業の振興、新規就農者の支援などの農業政策と、環境と人に優しい農業生産管理（GAP）を奨励する政策は、それぞれ別個のものではなく、表裏一体の課題として実施しなければならない。農林水産省の中で「食品安全を主目的としたGAP」と「環境と調和のとれた農業生産活動規範」が別々に推進されるなど、OECDが勧告する補助金政策の問題点を解決することは、日本のGAP推進の重要な課題の一つです。そのためには、環境保全への「汚染者負担原則」を考慮した欧州のGAPへの取組みに学びつつ、欧州とは異なる日本農業に相応しい農業モデルを日本版「GAP規範」で規定することが必要である。そして、この「GAP規範」の実現レベルを示すGAP規準（農場評価規準）を作成し、生産者が自ら取り組むGAPの実践に寄与することが非常に重要である。

これらの課題解決に向けて、2010年2月に一般社団法人日本生産者GAP協会を設立した。2011年5月には日本の適正農業規範である「日本GAP規範 ver.1.0」を刊行し、同時に、この「日本GAP規範」に基づく「農場評価規準（GAP規準）」の策定を行うとともに、農業生産現場で行われる適正農業管理（GAP）のあり方とその実践に係る学術的活動及びGAPの普及・啓発活動を行っている。

2. 協会設立までの経緯

日本の農業生産現場でGAP（適正農業管理）が意識されたのは2002年頃からであり、欧州において商業利用の農場認証制度EUREPGAPが登場してからである。

これに先立って青森県の片山りんご(株)は、1997年産りんごの暴落を契機に欧州への輸出を企画し、1988年にイギリスの果物専門卸売業者EWT（Empire World Trade）社の二者認証規準「Supplier Code of Practice100」の審査を受けて1999年からりんごの輸出を開始した。その後2002年に、EWT社から、欧州小売業団体（EUREP）が輸出業者に対して要求する総合的農場認証IFA（Integrated Farm Assurance）、いわゆるEUREPGAP認証を2005年までに取得するように要請され、片山りんご(株)は、2004年に、日本初となるEUREPGAPのIFA認証取得農場となった。

片山りんご(株)の業務を支援していた(株)AGIC（当時は農業情報コンサルティング(株)）は、日本版GAP認証制度の必要性を痛感し、2004年にJGAP規準を構築して認証制度を創設した。2005年に、生産者組織JGAI（Japan Good Agriculture Initiative）を設立し、生産者自身による日本版GAP認証制度「JGAP」の運営を開始した。そしてこの日本版の農場認証制度を普及するために日本GAP協会を設立し、2006年にNPO法人化した。その後、2008年に日本GAP協会は改組され、青果物流通業中心の協会運営に変わった。

生産者への GAP 普及を目指していた㈱AGIC は、2008 年に GAP 普及センターを設立し、都道府県の行政や農協などが主催する「GAP 指導者養成講座」や、農産物供給会社等の要請による「生産組織と農家に対する GAP 実践の指導」を行ってきた。農業普及指導員を対象とした「GAP 指導者養成講座」、JA 営農指導員に対する農業現場での「GAP 実践研修」、JA などの生産組合に対する継続的な「産地育成指導」、生産団体に対する GAP 評価（外部審査）などを、34 都道府県で実施している。また、サプライヤーからの依頼により、GLOBALGAP 認証で 2 農場、JGAP 認証で 861 農場の認証指導を行ってきた。

これらの活動を通して、日本は、法制度や流通などの社会システムや、農業に係る自然環境などが欧州とは大きく異なることから、

- ①日本の GAP 普及のためには、日本農業のあるべき姿を示す日本版「適正農業規範」(GAP 規範)が必要であること、
- ②日本の農業生産者が GAP に取り組むためには、商業利用の農場認証制度ではなく、産地や農家組織などが主体的に取り組める客観的な「農場評価制度」が必要であること、
- ③公的な普及指導員や農協の営農指導員などへの GAP の組織的な教育・指導が必要であること、などを痛感した。

そのため、GAP 普及センターは、これまでの商業利用の農場認証制度から、欧州で発展してきた GAP 本来の姿に立ち戻り、日本 GAP 規範の作成に向けた活動と、「農業者が守るべき最低限のマナー」としての適正農業管理 (GAP) の普及活動に重点を置くこととし、2010 年 2 月に一般社団法人日本生産者 GAP 協会を設立して業務を移行した。また、㈱AGIC は、GAP 普及活動の一環として、毎年、農業情報学会主催の GAP シンポジウムの開催事務局を担うなど、GAP に関する学術活動や、GAP 関連の書籍やニュースの出版等、幅広い普及教育活動を行ってきたが、これらのうち、学術的活動及び GAP の普及・啓発活動に関わる事業も一般社団法人日本生産者 GAP 協会に移行した。

3. 主な活動内容

人類の永遠の課題である「人間活動と自然環境との調和」への農業における約束事である適正農業規範 (GAP 規範) は、農業の本質と、環境問題や農業技術などに深く関わる課題である。従って、一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「適正農業管理」の学究と、その応用としての適正農業規範と適正農業規範の枠組み作りと、その普及という学術的な活動を中心に行うこととしている。

日本版 GAP 規範を策定する事業 (GAP 規範委員会)

①イングランド版適正農業規範「私達の水・土壌・大気の保護—農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範—」を発行した (2010 年 4 月)。これは、イギリス環境・食料・農村地域省 (DEFRA) が 2009 年 1 月に大改訂して刊行した『A Code of Good Agricultural Practice』の日本語翻訳版である。

②『日本適正農業規範』(未定稿)を発行した。この内容を主題にして 2010 年 10 月にシンポジウムを開催するとともに、内容を公開し、その後、広く関係の意見を聴いた。

③『日本 GAP 規範 Ver.1.0 (Japanese Code of Good Agricultural Practice Ver.1.0)—労働安全、食品安全のための適切な農業実践の規範—』を刊行した (2011 年 5 月)。

日本版 GAP 規範に基づいた GAP 規準を策定する事業 (GAP 規準委員会)

- ①「GAP 指導者養成講座」でのモデル農場のリスク評価を通じて「日本 GAP 規範 ver.1.0」に基づく「農場評価規準」を構築した。
- ②『日本 GAP 規範農場評価制度』(暫定版)を発行した。希望する農業団体を対象に農場評価の試験運用を行い、その成果などについて 2011 年 10 月にシンポジウムを開催して農場評価制度の内容とその一般規則を公開した。

日本農業に適した GAP 規準の認証に関する事業

- ①2011 年 10 月のシンポジウム以降、試験運用している日本 GAP 規範農場評価制度(暫定版)を若干の修正ののち 2012 年 4 月より本格運用する。

日本農業に適した GAP の教育・指導を行う事業

- ①2012 年 4 月より、GAP 評価員教育プログラムを開始する。

GAP に関するシンポジウム・セミナー等を主催する事業

- ①欧州の適正農業規範に学ぶ—日本農業のあるべき姿を求めて—

2010 年 4 月 22 日(木)～23 日(金) 東京大学弥生講堂

- ②日本農業のあるべき姿『規範』を求めて

—「日本適正農業規範」(暫定版)の概要と検討—

2010 年 10 月 19 日(火)～20 日(水) 東京大学弥生講堂

- 東日本大震災のために中止

適正農業規範は良い農業への道しるべ—「日本 GAP 規範 1.0 版」とその活用—

2011 年 4 月 21 日(木)～22 日(金) 東京大学弥生講堂

- ③適正農業規範は良い農業への道しるべ

『日本 GAP 規範と農場評価制度』—GAP 教育システム—

2011 年 10 月 24 日(月)～25 日(火) 東京大学弥生講堂

- ④2012 春期 GAP 実践セミナー

日本 GAP 規範農場評価制度と GAP 指導者養成

2012 年 2 月 23 日(木)～24 日(金) 文部科学省研究交流センター

GAP に関する国際交流を推進する事業

- ①イギリス：イギリスの環境・食料・農村地域省(DEFRA)を訪問し、GAP 担当者、個別支払い担当者らと情報交換した。全国農民連合(NFU)の環境問題技術担当者と GAP 規準について情報交換した。Barleylands Farm を訪問して行政の GAP 評価やスーパーの農場認証制度について調査した。2010 年 11 月

- ②スペイン：アルメリア県エレヒド市を訪問し、行政と農協の GAP 指導について調査した。また、農業技術員資格者並びに GAP コンサルタントらを訪ね、アルメリア地方の GAP 指導について調査した。2010 年 11 月

- ③タイ、ラオスを訪問し、アセアンの GAP 関連の情報を収集した。2011 年 6 月

その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

- 都道府県の指導普及員・JA の営農指導員を対象にした「GAP 指導者養成講座」を開催している(株)AGIC への技術支援を行い、日本 GAP 規範に基づく GAP 並びに GAP 評価制度を 20 府県に提案・指導した。

《ニュース》 放射性物質除去技術に関する記事

去る2月15日に、社団法人農林水産先端技術振興センター（STAFF）と社団法人農林水産技術情報協会（AFFTIS）が合併し、社団法人農林水産・食品産業技術振興協会としてスタートしました。（社）農林水産技術情報協会がこれまで発行してきた農林水産技術研究ジャーナルは、そのまま継続して発行されています。

この3月に発行された農林水産技術研究ジャーナルの35巻3号では、特集2として、「東日本大震災からの復興に向けた農林水産技術の課題」と題して、「放射性物質の環境分布状況と土壤除染技術」を解説しています。そのテーマは、以下のようなものです。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ① 農地土壤の放射性物質除去技術（除染技術） | 安東郁男 |
| ② 福島第一原発事故に伴う農地の放射能汚染の実態 | 谷山一郎 |
| ③ 農業機械を利用した表土除去技術 | 長坂善禎 小林 恭 |
| ④ 放射性物質が降下した水田の物理的除去技術 | 中 達雄 |

安東氏の除染技術の総説では、農林水産省と文部科学省、経済産業省が連携して行った平成23年度科学技術戦略推進費「放射性物質による環境影響への対策基盤の確立」によって得られた、農地土壤などにおける放射性物質の除去技術に関する成果を解説しています。

この詳細な内容については、土壤等の除染措置の規準や除去土壤の処理規準を定めている環境省令等を具体的に説明する「除染関係ガイドライン」（環境省 2011.12）の中に反映されていますので参考にして下さい。<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14582>

（調査委員会）

《農林水産省関係の情報》

農林水産省は、昨年12月19日に「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱い」についてプレスリリースを行いました。それによると、米の副産物である米ぬかと脱脂ぬかを利用する際には、その用途に応じて食品衛生法上の暫定規制値、肥料・土壤改良資材・培土、飼料の暫定許容値またはきのこの菌床用培地の指標値を遵守する必要があるとして、米ぬかの加工係数（玄米中の放射性セシウム濃度に対する精米後の米ぬか中の放射性セシウム濃度の比率）は「8」と設定しました。即ち、**原料に用いた玄米の放射性セシウム濃度（調査結果）×加工係数（8）＝米ぬかの放射性セシウム濃度（推計値）**ということです。また、複数の産地の玄米を用いた場合には、各々の玄米の使用割合で重み付けをして合計することで、米ぬかの放射性セシウム濃度（推計値）が得られることとなります。なお、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定した場合には、測定値を用いることとなります。米ぬか等を用いた食品、肥飼料等の安全の確保に向けた取組みとしては、以下のように行うものとしています。

- （1）玄米の集荷業者や精米業者等は、使用した玄米に係る情報（産地、放射性物質調査結果、使用割合）を米ぬかの販売先に伝達する。
- （2）飼料、肥料等の製造業者等は、それらの情報に基づき、米ぬかを用いた製品が用途ごとの暫定許容値以下となるよう工程管理を行う。

また、今年の3月6日付けで「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」が改訂されましたが、これは、平成24年2月29日付けで「米のカビ染防止のための管理ガイドライン」（農林水産省消費・安全局）が策定されたことに伴う、米に係る「取組事項に関連する法令等」の一部を改定したものです。 **（調査委員会）**

《委員会報告》

教育・広報委員会（二宮委員長）では、現在、日本GAP規範に基づく評価制度を効果的に活用できるように評価員の養成教育システムのテキスト(教科書)を作成しています。評価制度を有効に活用していただくためには、常に評価員の能力を高めていく必要があると考えています。

また、昨年11月1日に公開した適正農業規範（GAP規範）Ver.1.0を用いて、これまで多くの農場評価を実施してきましたが、その経験と成果を受けて、評価規範のマイナーチェンジを行っています。この内容につきましては、追ってホームページで、適正農業規範（GAP規範）Ver.1.1として公表する予定です。 **事務局**

『読者の皆様へ』

- 『日本GAP規範 Ver.1.0』一般社団法人日本生産者GAP協会編（幸書房）
—環境保全、労働安全、食品安全のための適切な農業実践の規範—

多くの方々のご協力によって『日本GAP規範 Ver.1.0』が昨年5月に出版されました。農業者の必携の書「良い農業の道しるべ」として多くの方々に活用されています。1 昨年秋に刊行しました「未定稿」と比較し、項目数が半分ほどになり、適正農業を行っていく上で必要な実践項目に絞り込んだ使いやすい内容になっています。GAP教育やGAP実践に是非お役立て下さい。

- イングリッド版「適正農業規範」—私達の水・土壌・大気の保護—
—農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範—
山田正美 訳、一般社団法人日本生産者GAP協会 編

欧州の代表的な「GAP規範」と言われている「イングリッド版適正農業規範」の日本語翻訳本です。欧州における「適正農業規範」の考え方と内容を理解し、『日本GAP規範』の考え方のベースにもなったものです。また、県版の「GAP規範」を作るときにも参考にされています。『日本GAP規範』と併せて是非ご活用下さい。



- 『日本適正農業規範（未定稿）』一般社団法人日本生産者GAP協会 GAP規範委員会編
—環境保全、食品安全、労働安全のための適切な農業実践の規範—

『日本GAP規範 Ver.1.0』の元になった本で、残部も少なくなっていますので、この機会にこの日本適正農業規範の「未定稿版」も是非ご購入、ご活用下さい。

これまでの GAP シンポジウムの講演資料集は、日本生産者 GAP 協会の事務局に多少の余部があります。シンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1冊 1,500 円）でお分けしております。是非ご利用下さい。
(出版委員会)

《事務局移転のお知らせ》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、教育事業および農場評価業務を拡大・強化するために、4月初めに事務所を下記に移転します。

移転先住所：〒305-0035 茨城県つくば市松代3丁目4番地3号松代ハウスA棟402

【編集後記】

去る2月23～24日の両日、初めて「GAP 指導者養成講座」の集中セミナーを茨城県つくば市で行いました。記事の中でも説明されていますが、参加者は、北は北海道から南は沖縄の石垣島まで、全国各地から参加していただきました。そして、2日間、短い期間でしたが、熱心に講義を聞き、熱く評価内容で議論をし、夜は酒を酌み交わして情報交換をし、GAP とは何なのかを肌で感じて頂けたものと思います。

これまでは、各都道府県でその地域の方々向けにセミナーを行っていましたが、こうして1か所に様々な立場の方々が集まっていただき、集中的にセミナーを行うこともかなり有効であることが判りました。また同時に、茨城県つくば市だけでなく、それぞれ出向いてこの種の合同セミナーを開催して欲しいというご要望も受けました。本当に有難いことです。いただきました多くのご意見・ご要望を受けて、年間5～6回ほどのセミナーを開催していきたいと考えています。その時には、各地域の評価員等の方々のご協力をお願いしたいと思います。

今回のセミナーでも学びましたように、GAP 推進の基本は、「適正農業規範(GAP 規範)」です。「日本 GAP 規範」をモデルに、各地域でも県版の「GAP 規範」が作られるようになっていきます。実際の農場現場に行ってみて、①どこに問題があるのか、②問題があれば、なぜ問題なのか、③その問題をどう解決すれば良いのか、ということを常に考えることが大切であり、常に座右に置いて、具体的にどうしたらよいのかの判断をするのに使うのが、「日本 GAP 規範」であり、県版の「GAP 規範」です。

このようなシステムは、ヨーロッパのシステムと似ており、気候・風土や社会システムが異なり、そこで営まれる農業事情が異なる地域では、地域ごとの環境保全を中心にした「GAP 規範」が作られ、それを遵守することを前提にした上で、食品安全を含めた農場認証 (FA) が行われています。農産物を生産している地域では、大切なのはその土地の社会・風土であり、日々の営みなのです。

地域に住む人達は、その地域の自然環境が悪化すれば、被害をこうむるのはその地域の人達です。自然環境を守ることは、直接的な利益につながらないので見過ごされがちですが、地域の人達にとっては、それが最も大切なことであり、共通の利益になることから、税金を投入してでも保護していかなければならない重要な問題です。

福島の人達も、原発事故により住める自然環境が失われて、今更ながら事の重大さに気が付いています。多くの人達の日常生活そのものが破壊されています。以前から自然環境の大切さに気が付いていた人達もたくさんいましたが、事が起こってからは、どうすることもできなくなっています。

日本全国で環境汚染と環境破壊が進んでいます。硝酸汚染のために飲める地下水が少なくなっていますが、農業は環境に対する明確な「拡散汚染源」であり、それは一つ一つの圃場に投与された窒素肥料が最大の原因です。早急に対策を立てなければなりません、その決め手が GAP（適正農業管理）なのです。しかし、日本における GAP への政府の取り組みは、直接的な利益の見える流通中心の食品安全にばかり目が行って、環境保全がおろそかになっています。

日本一の農業県に返り咲いた茨城県では、地下水や湖沼の水質汚濁が酷く、「地下水を飲むのをやめ、水道にしよう」というパンフレットまで配られています。何かがおかしいとは思いませんか。GAP を普及して「飲める地下水にしよう」というのが、まっとうな考えとは思いませんか。

私達の（社）日本生産者 GAP 協会では、環境保全を中心に、食品安全、労働安全を含めた欧州型のバランスのとれた GAP の普及を展開しています。宜しくご支援・ご鞭撻の程、お願い致します。
(食讚人)

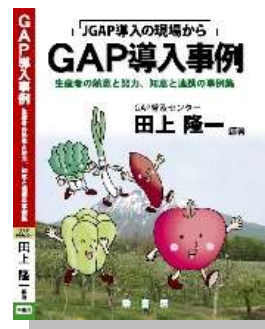
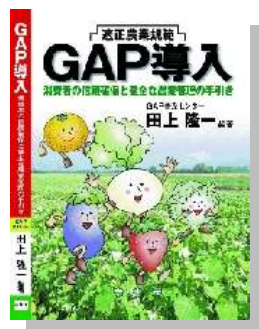
【目指す GAP の理念】

適切な農業管理（GAP）は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」（Japanese Code of Good Agricultural Practices）とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価（本体 1,900 円＋税）

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。



《GAP シンポジウム資料集》 定価 (本体 1,500 円税込)

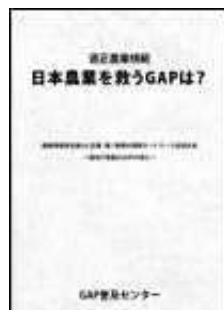
「日本農業を救う GAP は？」

「欧州の適正農業規範に学ぶ」

「日本 GAP 規範と農場評価制度」

「GAP 導入とそのあり方」

「日本適正農業規範の概要と検討」



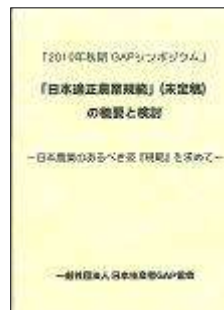
2009.3



2009.8



2010.4



2010.10



2011.10

『イングランド版適正農業規範』
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本適正農業規範』(未定稿)
定価 (本体 1,500 円税込)



『日本 GAP 規範 Ver.1.0』
定価 (本体 2,500 円)
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1 月 3 月 5 月 7 月 9 月 11 月の隔月に発行されます。

正会員 (入会金 : 個人 15,000 円、団体 30,000 円)

個人会費 : 10,000 円 団体会費 : 20,000 円

利用会員 個人会費 : 10,000 円 団体会費 : 20,000 円

賛助会員 賛助会費 : 1 口 30,000 円 (1 口以上)

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者 (個人・グループ) と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《会員の皆様の自由な投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局
〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟 402
☎ : 029-861-4900 Fax : 029-856-0024
E-mail : mj@fagap.or.jp URL : <http://www.fagap.or.jp/>

《株式会社 AGIC (エージック) の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎ : 029-856-0236 Fax : 029-856-0024
E-mail : office@agic.ne.jp URL : <http://www.agic.ne.jp/>